

人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 豊川市における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等の策定に関し、市長の諮問に応じて、当該計画のあり方を審議するため、人権教育・啓発に関する豊川市行動計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部人権交通防犯課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から実施する。

別表

人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会委員

役名	所 属 団 体 等
委員	人権擁護委員
委員	豊川市小坂井文化センター運営審議会
委員	豊川市老人クラブ連合会
委員	豊川市子ども・若者支援地域協議会
委員	豊川保護区保護司会
委員	豊川市障害者（児）団体連絡協議会
委員	豊川共生ネットみらい（男女共同参画）
委員	（公財）豊川市国際交流協会
委員	公募委員